

新入学用品費の入学前支給の申請とは別に申請が必要です 保護者の皆様へ 申請は、毎年度必要です



令和7年度 就学援助制度のお知らせ

重要!

栃木市では、経済的理由により小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費・学校給食費等を援助することにより、児童・生徒が安心して通学できるように支援する制度を設けています。

1. 交付対象者

栃木市内に住所があり、小・中学校に通う児童・生徒のいる世帯で、生活保護を受けている世帯【要保護者】及び生活保護に準ずる程度に生活が困窮し、就学の支援が必要であると教育委員会が認定した世帯【準要保護者】が対象です。

【準要保護の対象となる世帯】下記①、②のいずれかに該当する世帯

① 令和7年4月1日以降、下記ア～ケのいずれかの措置を受ける見込み または 措置を受けている世帯（ただし、令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に下記ア～ケの措置が終了した場合は終了時点までが対象となります）

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税	ウ 市町村民税の減免
エ 固定資産税の減免	オ 国民年金保険料の減免	カ 国民健康保険税の減免
キ 児童扶養手当の支給	ク 生活福祉資金の貸付※	ケ 個人事業税の減免

※ ク 生活福祉資金の貸付は、社会福祉協議会からの貸付に限ります。

② 下記ア～イのいずれかに該当し、経済的理由により児童生徒の就学が困難であると教育委員会が認定した世帯

ア 同一世帯※全員の前年の総所得が、生活保護法第8条第1項の規定による厚生労働大臣が定める基準を基に、教育委員会が算定した最低生活費の1.3倍以下である世帯
イ 病気・災害等の事情により、著しく収入が減少し援助が必要と認められる世帯など
・申請書受付後、前年中の世帯の総所得額を調査しますので、職場で年末調整をしていない方は税務署または市役所税務課で所得の申告を済ませておいてください。
・令和7年1月1日現在の住所が栃木市外の場合には、6月に入ったら速やかに当時の住所地の役所・役場から「令和6年1月～12月中の所得証明書」を取寄せて提出してください。

※ 同一世帯とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず、生計を一つにする方全員のことです。

※ 世帯に1人でも所得不明者がいると、審査できません。

○援助を受けるための所得の目安

（目安であり、同じ世帯構成でも年齢、住居状況によって異なります。）

世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
前年中の世帯全員の総所得金額	226万円 程度	236万円 程度	294万円 程度	277万円 程度	340万円 程度

2. 申し込み方法

＜申請受付期間＞ 令和7年3月3日（月）～令和7年4月11日（金）

＜提出場所＞ 申請書を市役所の窓口にご提出ください。（郵送可）

〒328-8686 栃木市万町9-25 栃木市教育委員会事務局 教育総務課

本庁舎4階 4A-5（平日8:30～17:15）

援助を希望される保護者の方は、市役所または学校から申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ、栃木市教育委員会事務局 教育総務課にご提出ください。〔生活保護受給中の方は申請不要です〕

- ・令和6年度に認定を受けた方でも、年度ごとに、毎年申請が必要です。
- ・申請書提出後に民生委員がご家庭にお伺いし、生活状況をお聞かせいただく場合があります。
- ・申請受付期間の申請については、4月1日からの認定となります。
※審査結果の通知は7月頃に学校を経由して行います。また、認定となった場合の援助費の交付は年3回（7、12、3月頃）に分けて、学校を通じて行います。
- ・なお、申請受付期間以降の申請については、毎月末日（末日が土・日・祝日の場合は、休み明けの開庁日）を締切とし、その翌月1日からの認定となります。
※申請から審査結果決定までに2か月程度かかります。

3. 交付の内容

支給費目	交付対象 準要保護…◎ 要保護…○	交付額	
		小学校	中学校
学用品費 ◎	全学年	年額 11,630 円	年額 22,730 円
通学費 ◎	片道の通学距離が、4km以上児童及び6km以上の生徒のうち、最も経済的な通常の通学手段として、路線バスを利用する児童生徒への路線バスの定期代（区域外就学者・指定校変更者は除く）		
通学用品費 ◎	小・第2学年～第6学年 中・第2学年～第3学年 (及び新入学用品費の交付を受けていない第1学年)	年額 2,270 円	
宿泊を伴わない 校外活動費 ◎	全学年	対象経費額 (1,600円を上限)	対象経費額 (2,310円を上限)
宿泊を伴う 校外活動費 ◎	全学年	対象経費額 (3,690円を上限)	対象経費額 (6,210円を上限)
修学旅行費 ○ 圏	小・第6学年 中・第3学年	対象経費額 (22,690円を上限)	対象経費額 (60,910円を上限)
体育実技用具費 ◎	中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具(柔道着または剣道用具に限る)で、授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、いずれか1つの用具を購入する場合(中学校を通じて1回に限る)		用具又は購入費
新入学用品費 ◎	4月認定の第1学年	57,060 円	63,000 円
オンライン学習通信費 ◎	1世帯につき1人	年額 14,000 円	
卒業アルバム代 ◎	小・第6学年 中・第3学年	対象経費額 (11,000円を上限)	対象経費額 (8,800円を上限)
学校給食費 ◎	小・第1学年～第5学年(第6学年は無料) 中・第1学年～第2学年(第3学年は無料) (長期欠食者は除く)	全額 (1ヶ月4,300円)	全額 (1ヶ月5,100円)
医療費(医療券) ○ 圏	全学年(学校の健康診断で治療勧告を受けた特定の疾病(学校保健安全法施行令第8条に定められたもの)に限る)	要保護 = 全額 準要保護 = 保護者負担分	

○交付額は、国の動向等により変更になることもあります。

○年度途中の追加認定の場合の交付額

学用品費・通学用品費・・・年額÷12月×認定月数の額を交付します。

その他の費目・・・認定日以降に実施、参加または購入したものに限ります。

【問い合わせ先】栃木市教育委員会事務局

教育総務課 教育総務係 TEL 21-2462